

# すべての労働者の力をあわせ

# 09秋季年末闘争で要求実現へ!



## 公務部門の賃下げは 全労働者の賃金抑制

府労組連は10月27日、09年府労組連秋季・年末要求書を府当局に提出するとともに、30日には橋下知事に対し、府人事委員会の不当なマイナス勧告を実施せず生活改善につながる賃上げや「独自カット」の中止など25項目にわたる切実な要求を訴えました。府労組連は、公民一体で府民生活と職員の生活を守るため秋季年末闘争のとりくみを強化していきます。

抑制、特に昨年8月からの大幅な独自カットで、心身ともに疲労困憊している職員の生活は大変厳しい状況にあります。今回の府人勧は131億円の賃金減額を求める不当な内容となっていますが、独自カットをされているもと実際は2万5千円を超えている公民格差が発生していることから、独自カットの中止を本来勧告すべきです。府労組連は独自カットの中止を求めています。

### 独自カットの中止で生活改善を

財政難を口実にした定数削減による長時間過密の労働実態、12年間に及び賃金

### 終業時間繰上げの勤務時間短縮

勤務時間の15分短縮は、国と21道府県が4月1日か

ら実施しています。夏季闘争では「他府県の動向等を十分注視しつつ、研究会なども活用し、意見交換しながら検討する」と当局は回答しましたが、府労組連からの再三にわたる要求にもかかわらず、一度も研究会が開かれていません。終業

## 働くルールの確立で すべての労働者の賃金引上げを

### 労働者派遣法改正に向けた議論スタート

10月7日、長妻厚生労働大臣が労働政策審議会に対し、今後の労働者派遣法の在り方について諮問し、7日に労働政策審議会職業安定分科会、15日に労働力需給制度部会が開かれまし

た。新政権が発足したことに伴い、すでに労働政策審議会が確認されている旧政府案の内容に、マニフェストに掲げられている旧野党3党案をどう反映させていくかという方向で議論が始まりました。旧政府案は、「日雇派遣」については30日以内を原則禁止としているものの、例外を設けるとしており、「派遣切り」が大きな問題となった製造業の派遣についても、規制を加えず原則自由化のままとしています。また、均等待遇についても「努力義務」となっており、実効性のある改正

<表1>

旧・政府(自民・公明)案	3党(民主・社民・国民)案
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者保護等に関する法律」とし、目的部分も変更する
○日雇派遣(契約期間が日々または30日以内)は原則禁止しするが、例外を設ける	○雇用契約期間が2か月以下の労働者派遣を禁止
○原則自由化のまま	○政令で定める専門業務等(新たな専門職制度)を除き製造派遣を禁止
○労災保険法の施行のため、行政庁が、派遣先の事業場へ立入検査すること等ができることとする	○以下の項目の義務づけ等により、派遣先責任を強化 ・労働者派遣契約の順守 ・年次有給休暇の取得を理由とする不利益取扱いの禁止 ・育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止 ・派遣労働者所属労働組合と派遣先との団体交渉応諾義務 など
○同種の義務に係る一般の賃金水準等を考慮し賃金決定することを努力義務化	○労働者の就業形態にかかわらず、就業の実態に応じ、均等な待遇を確保
	○違法な労働者派遣を行った法人に対する罰則の強化 ・公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的での労働者派遣について、20万円以上3億円以下の罰金 ・禁止業務派遣、無許可派遣について、1億円以下の罰金 ・無届での特定労働者派遣等について、3000万円以下の罰金 ○法律違反であることを知って労働者派遣を受けた派遣先に対する罰則の導入

時間の上上げによる勤務時間短縮が切実な要求であることからその実現を求めています。府労組連は、府民署名にご協力を

府労組連は、府民署名や

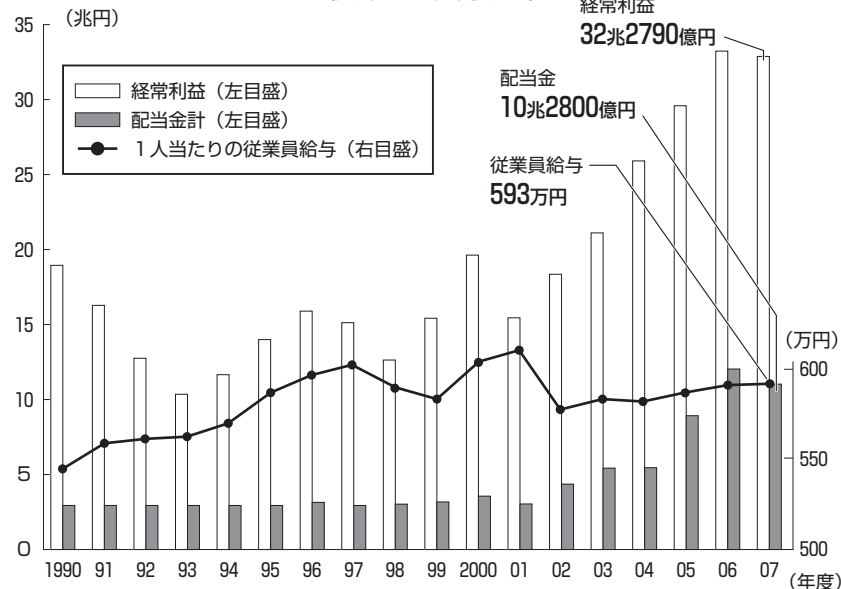
とは程遠いものです。しかし、旧野党3党案は、まだ不十分な点もありますが、法律名・目的で「労働者保護」の性格を明確にし、2ヶ月以下の派遣を禁止、均等待遇の確保や違法派遣を行った企業に対する罰則も設けるなど、実効性のある

内容となっています。総選挙結果による政権交代で、旧3野党は政権与党になっており、今度の臨時国会では、この旧3野党案を最低基準とした抜本改正を実現させることが急務です。財界・企業は必死の抵抗

を包囲しよう 世論の力で巻き返し、労働政策審議会の論議では、使用者委員(財界・企業側の委員)による必死の抵抗も始まり、労働者の運動に対する「巻き返し」が強まっています。製造業の派遣や2ヶ月以内の短期派遣を禁止している旧3野党案に対し、使用者委員は「中小企業での派遣切りでモラルがないならば是正させなければならぬ」「中小製造業は、コストがかかるとても雇えず、製造業への派遣が禁止されれば、工場の海外移転ということになる」と、まるで中小企業だけが派遣切りを行っているかのような責任転嫁の発言をしています。また「正規と派遣には期待する資質は違い、派遣に期待するのは違うのではないか。匠の

よなものには派遣労働者に期待していない」と派遣労働者が「使いついで」であることを容認し、「登録派遣を禁止し、一人でも派遣で働きたい労働者の道を閉ざす」ということになれば憲法違反「子育て・介護中、高齢者などの派遣で働きたいという声を言っている」などと、派遣労働者の実態を無視する発言を続けています。派遣労働の原則自由化(1999年)製造業の派遣労働の導入(2004年)以降、派遣労働者の人数は急増し、正規労働者が減少し続け、現在では派遣労働者を含む、非正規率は38・4%にもなっています。それに従い、労働者全体の賃金水準も低下し、正規労働者の賃金も右肩下がりがかかるとも雇えず、製造業への派遣が禁止されれば、工場の海外移転ということになる」と、まるで中小企業だけが派遣切りを行っているかのような責任転嫁の発言をしています。また「正規と派遣には期待する資質は違い、派遣に期待するのは違うのではないか。匠の

<グラフ1> 空前の利益を上げる大企業 配当も増加、従業員給与は低迷 (資本金10億円以上)



資料：財務省「法人企業統計調査」